

第19号(3)

(通巻第63号)

平成26年3月

特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

特 集

特別支援教育の充実・発展のための架け橋

～ 地域におけるネットワーク
学校におけるチームワーク
子どもを支援するフットワーク ～



北海道立特別支援教育センター

特別支援教育ほっかいどう（通刊第63号）

特集

特別支援教育の充実・発展のための架け橋

～ 地域におけるネットワーク
学校におけるチームワーク
子どもを支援するフットワーク ～

寄稿

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 大西孝志 … 1

実践1

ネットワーク

八雲町における特別支援教育連携協議会の取組

～支援の連携をつなげるためにできること～

八雲町教育委員会学校教育課総務係 主査 松浦真理子 … 7

実践2

チームワーク

室蘭市立八丁平小学校における校内支援体制の構築

室蘭市立八丁平小学校 校長 澤田光男 …13

実践3

フットワーク

北海道湧別高等学校における特別支援教育の取組

北海道湧別高等学校 教諭 林 潤 一 …20

特別支援教育の最新情報

「教育支援資料」について

…24

北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

「教育相談」について

…25

共生社会の形成に向けた インクルーシブ教育システムの構築

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 大西 孝志



1 はじめに

本年、特別支援教育は8年目を迎えます。この間、すべての学校においては特別支援教育が学校経営の柱として位置付けられるようになり、小・中学校等では校内支援体制が整備され、在籍する子供一人一人に応じた教育が行われるようになりました。また、特別支援教育の普及が教育関係者の意識を大きく変え、「障害のある子供の教育は特別なものではなく、どの学校でも行うべきこと」という考えが広く浸透しました。

2 全国学力・学習状況調査にみる特別支援教育の広がり

昨年4月、特別支援教育が小学生にも広く普及していることを実感する出来事がありました。平成25年度全国学力・学習状況調査の小学校第6学年国語Aにおいて、全国の小学6年生が以下の問題に取り組んだことです。



小島さんは、駅にはられていた、次の【広告】を見て、考えたことをノートにまとめました。

この広告には、駅のホームで目の不自由な方に出会ったときに、声を掛けることをすすめようとするねらいがある。そのために、・・・（以下略）

図1 平成25年度全国学力・学習状況調査 小学校第6学年国語Aの問題（一部抜粋）

全国学力・学習状況調査が始まったのは、特別支援教育がスタートした平成19年度のことです。初年度、中学校第3学年国語において、特別支援教育に関連した「盲導犬の訓練士へのインタビュー」についての問題がありましたが、小学生に対して特別支援教育に関係する出題があったのは初めてのことです。我が国のほとんどの6年生が、前述の特別支援教育に関する問題に取り組むようになった背景には、学校教育において共生社会の形成のための教育を着実に推進していることがあると思われます。

例えば、現在国内で使用されている小学校国語の教科書では、どの出版社のものにも障害を理解するための説明的文章が掲載されています。

東京書籍 3年	「もうどう犬の訓練」(視覚障害)
学校図書 4年	「点字を通して考える」(視覚障害・点字)
三省堂 4年	「いつでもどこでも～点字に触れてみよう～」(視覚障害・点字)
教育出版 4年	「便利ということ」(聴覚障害、肢体不自由、ユニバーサルデザイン)
光村図書 4年	「手と心で読む」(視覚障害・点字)

子供たちは、授業でこれらの文章を読み、主題となっている障害について学ぶと共に、その後の発展的な学習を通していろいろな障害についての理解を深めています。総合的な学習の時間、道徳の時間等においては、時に当事者から話を聞いて知識を得ています。そして、これらの学びをきっかけとして、障害のある人に接したとき、どのように対応したらよいのか等について習得しています。

また、このような学習が、現在多くの学校で行われている交流及び共同学習の時間に生かされ、その結果、障害のある子供と障害のない子供が共に学び社会性や人間性を育成するという取組が広がっています。まさに、子供たちにとって、「特別支援教育の推進」「共生社会の形成」は、特別なものではなく、毎日の学校生活に位置付いたものになっています。

3 インクルーシブ教育システムの構築

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認めあえる全員参加型の社会のことです。このような社会を目指すことは、我が国においても最も積極的に取り組むべき重要な課題です。

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名しました。

同条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮(reasonable accommodation)」や、教育に関しては「インクルーシブ教育システム(inclusive education system)」等の理念を提唱する内容となっています。「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「一般的な教育制度(general education system)」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要

とされています。

我が国においては、これまで、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、様々な制度改正が行われてきました。平成18年には教育基本法の改正が行われ、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」（第4条第2項）との規定が新設されました。

また、平成19年の学校教育法改正においては、障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われました。

平成23年の障害者基本法改正においても、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」（第16条第1項）、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」（第16条第2項）等の規定が整備されました。

また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が新たに成立し、一部を除き平成28年4月1日からの施行を予定しています。

さらに、これらの制度改正と並行して、中央教育審議会初等中等教育分科会においては、平成22年7月に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を中心に、今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下、「報告」という。）がとりまとめられ、この中で、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があることが必要とされている」ことが確認されました。

障害者の権利に関する条約は、平成25年12月4日、国会において承認され、本年1月20日批准されました。これにより、本条約は2月19日以降、国内で効力を生ずることとなり、インクルーシブ教育システム構築のための方向性が一層明確になりました。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となっています。そのため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが重要です。

それぞれの学びの場における特別支援教育の専門性を高めると共に、学びの場をつなぐネットワークの形成がインクルーシブ教育システムの構築につながります。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

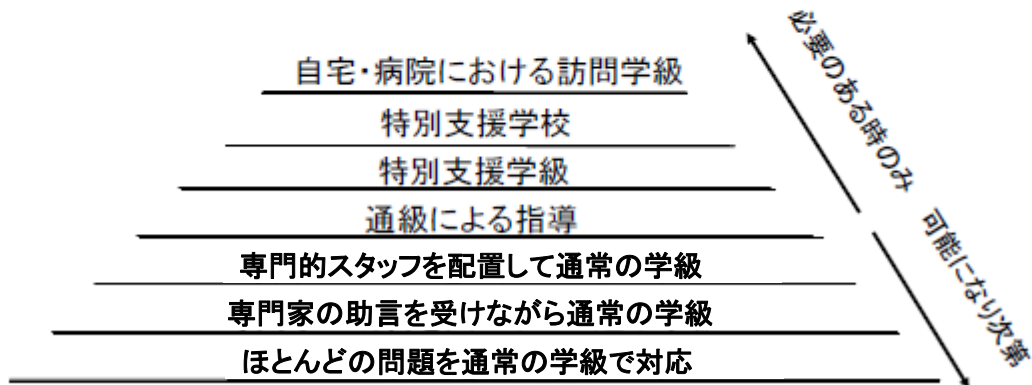


図2 多様な学びの場の図

4 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。」という方向性は、これまでの制度改正等に一貫している教育関係者の主張です。

特別支援教育を推進していくことは、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子供にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子供にも、さらにはすべての子供にとっても、よい学習効果をもたらすことができるものと考えられます。「報告」においては次の三点を特別支援教育の推進についての基本的な考え方としてあげ、今後の進め方について言及しています。

- (1) 第一に、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。なお、特別支援教育の基本的考え方である、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという方法を、障害のある子どものみならず、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも適用して教育を行うことは、様々な形で積極的に社会に参加・貢献する人材を育成することにつながり、社会の潜在的能力を引き出すことになると考える。
- (2) 第二に、障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きること

ができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。それが、障害のある子どもが積極的に社会に参加・貢献するための環境整備の一つとなるものである。

- (3) 第三に、特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。これは、社会の成熟度の指標の一つとなるものである。

今後は、施策を短期と中長期に整理した上で、段階的に実施していく必要があり、短期的には、①先の学校教育法施行令の改正に基づく教育相談の実施・就学先の決定、②教職員の研修等の充実、③必要な環境整備を図るとともに、「合理的配慮」の充実のための取組及びそれらに必要な財源の確保、中長期的には、短期の施策の進捗状況を踏まえて、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策の検討をあげています。

5 インクルーシブ教育システム構築事業

文部科学省においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門的人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の充実、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究による事業を都道府県、市町村等と連携して進めています。

ここでは道内で委託を受け、現在取組を進めている事業を紹介します。

(1) 早期からの教育相談・支援体制の構築（上川管内美瑛町）

早期からの教育相談・支援体制を構築するため、地域の状況に応じて、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進等を通して就学移行期における支援の充実等を図り、柔軟できめ細かな対応ができる一貫した支援体制の構築を目指しています。具体的内容については特別支援教育ほっかいどう第19号(1)（平成25年11月発行）「美瑛町における就学相談・支援の取組」～早期からの教育相談・支援体制構築事業を通して～に詳しく紹介されています。

(2) インクルーシブ教育システム構築モデル事業

インクルーシブ教育システム構築のための取組を、①通常の学級（通級による指導等の活用を含む）をモデルとする形、②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の形、③特別支援学校と通常の学級との交流及び共同学習の形、④域内の教育資源（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）を活用する形で実施しています。主に授業等における教育活動で合理的配慮に基づいた実践を行い、具体的な事例等の蓄積を行うことを目的とした取組です。

北海道においては空知管内新十津川町、札幌市、渡島管内知内町において地域の実情に合わせた取組を推進しています。これらの取組事例の蓄積は、今後、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において作成される、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」において活用されることとなります。

(3) 発達障害理解推進拠点事業（北海道教育委員会、北海道立特別支援教育センター）

道内4地域の児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に併設、隣接する学校と連携し、そこに在籍する子供たちの教育に当たって、発達の歪みなどによる二次的な障害に対応する心理的な支援や自己肯定感を高める指導・支援についての研究を進めています。また「発達障害理解推進管理職セミナー」「発達障害に関する理解推進全道セミナー」等の研修会の開催を通して、教員、保護者、地域等へ特別支援教育の普及、情報発信を行っています。

6 まとめ ～中学生の投書より～

「障害者に十分な心配りを」

私は理想的なバリアフリーとは、健常者が障害者に対して適度に配慮できている状態だと思う。授業で、障害者が日常生活を送る上で「4つの障壁」といわれる問題があることを知った。その中に物理的な障壁がある。学校の周りで点字ブロックや歩行者用の信号音、ノンステップバスなどを見つけた。障壁をなくしていこうという取り組みが進んでいることを感じたが、それでも障害者が不自由なく過ごせているわけではない。（以下略）

これは、昨年、新聞の投稿欄に掲載されていた中学校1年生の文章です。私は、中学校の授業で障害者理解のための問題を扱っていることに感動すると共に、この文章でも、特別支援教育の広がりを実感しました。

この生徒が書いている「4つの障壁」とは、平成5年3月に我が国が「完全参加と平等」の実現に向けて策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」の中に指摘されている「障害のある人を取り巻く4つの障壁」のことです。

インクルーシブ教育システム、合理的配慮という言葉が一般的ではなかった、約20年前に指摘された4つの障壁とは「物理的障壁」「制度的障壁」「文化・情報面の障壁」「意識上（心）の障壁」のことです。これらの障壁は当時に比べると、解消に向けた様々な取組や制度改正が行われ、当時に比べると改善が図られています。

公共施設にはエレベーターや多機能トイレの設置が標準になり、障害による欠格条項等は法律改正によりいくつも解消されました。障害により情報へのアクセスが難しかった人がインターネット等の普及により外部の情報を入手したり本人に可能な方法で情報を得たりすることができるようになりました。

また、当時、最も取り除くことが困難な障壁といわれていた「意識上（心）の障壁」についても、学校における障害を理解するための教育や交流及び共同学習の実施により、その障壁が少しずつ取り除かれています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築は一朝一夕で実現するものではありません。しかし、これからの社会の担い手である子供たちが、特別支援教育についての知識を得て、成長している姿を見ると、共生社会の実現に向けた道のりはそう遠くない気がします。

私たち教育関係者には、これからも目の前の子供たちへ「共生社会」「インクルーシブ教育システム」の理念を分かりやすく伝え、それぞれの教室においてインクルーシブ教育システムの構築を実現していくことが求められています。



八雲町における特別支援教育連携協議会の取組

～支援の連携をつなげるためにできること～

ネ

ットワーク

八雲町教育委員会 【瀧澤 誠 教育長】

八雲町教育委員会 学校教育課総務係

主査 松浦 真理子

1 はじめに

八雲町（以下、「本町」とする。）は、北海道渡島半島の北部にあり、面積は約956平方kmで渡島管内では最大の面積をもちます。平成17年10月1日、渡島山系を挟んで隣り合っていた渡島管内八雲町と檜山管内熊石町が新設合併を行い、新「八雲町」が誕生しました。この合併により日本で唯一太平洋（内浦湾）と日本海に面する二つの海をもつ町になりました。

本町は、平成25年12月末現在、人口18,137人、小学校12校、中学校5校、児童生徒数1,319名、うち特別支援学級設置校11校、19学級、32名となっています。

表1 八雲町特別支援教育連携協議会構成

	施設数	委員数
小学校	12	15
中学校	5	7
高等学校	2	2
幼稚園	2	3
保育園	9	9
関係機関	8	14
計	38	50

平成23年5月20日に「八雲町特別支援教育連携協議会」（以下、「協議会」とする。）を設置し、関係機関との交流を図り、特別な支援を必要とする子どもへの支援のための連携強化と特別支援教育の充実に努めています。平成25年度は、38施設、50名体制で活動しています。

本稿では、協議会設置から現在に至るまでの取組を紹介させていただきます。

2 これまでの取組

(1) 「育ちと学びの応援ファイル（個別の教育支援計画）」（以下「ファイル」とする。）の作成

平成23年5月に協議会を設置し、最初に手掛けた事業が「個別の教育支援計画の作成」でした。私が教育委員会に異動してきた平成22年4月当時、本町には、個別の教育支援計画も療育カルテもありませんでした。特別な支援を必要とする子どもがたくさんいるのに、これでは支援の連携につながらないという危機感に襲われ、一人でも多くの特別な支援を必要とする子どもやその保護者のために、本町の地域性にあったファイルの作成に取り組むことにしました。

平成23年度に事業部会を中心に検討を重ね、幼・保部会、小中高部会のほか、保護者の意見も取り入れ、本町独自の手引きと様式を作成しました。ゼロからのスタートでもあり、不安も大きかったのですが、当時の八雲養護学校の特別支援教育コーディネーターの皆様に多大なるご協力をいただき、形にすることができました。

また、現在の函館市や北斗市で活用している療育カルテのモニター（平成14年から数年間）に、縁あって私も参加させていただいた経験も大いに役立ちました。村川哲郎氏（元：社会福祉法人侑愛会サポートセンターぱすてる参与）、加藤潔氏（現：札幌市自閉症・発達障がい者支援センターおがる所長）には大変感謝しています。



- ・保護者や本人の願いが込められている。
- ・「幼・小・中・高」全てで取り組むことができる。
- ・適切なかわり方を共有できる。
- ・個別の教育支援計画と療育カルテが一体化している。

図1 八雲町「育ちと学びの応援ファイル（個別の教育支援計画）」の特徴

平成24年度からは、いよいよファイルの作成・活用が始まりました。並行して学習会も開催しながら、特別支援教育やファイルに初めて取り組む教諭や保育士のフォローを行いました。

平成25年度は、協議会構成施設のほかファイルを活用している保護者にアンケートを実施し、様式の見直しを行いました。

また、子育て支援センターと連携し、保護者向けの学習会を2回開催しました。このファイルにはどのような思いが込められているのか、なぜファイルを作成する必要があるのか、誰のために必要なファイルなのかをDVD教材を活用しながら、保護者の理解を深めました。

平成26年度からは、「社会シート」や「医療シート」が追加され、育ちと学びの応援ファイル「カラフル」として、個別の教育支援計画から個別の支援計画へとバージョンアップします。協議会で作成し、活用しているファイルをそのまま活かした形で本町住民生活課に引き継ぎ、町全体で取り組む事業へと発展することになりました。

(2) 「通信の発行」

平成24年7月26日の第1号から毎月発行し、平成25年12月20日までに第18号を発行しています。

通信はA4両面で、①施設の紹介、②講演会・研修会・学習会の感想や内容の紹介、③学校や幼稚園等での先進的な取組の紹介、④特別支援教育支援員の紹介、⑤各種講演会の予定等を掲載しています。

紙面の最大の特徴は、原稿作成に全ての施設が携わっていることです。事務局だけで作成する紙面ではなく、「みんなで作る紙面」という意識をもってもらうことで、自分も参加している一人として大きな役割を果たしていると実感してほしかったからです。特別支援教育に深くかかわっている人もいれば、まだ経験の浅い人もいます。経験年数にかかわらず、「みんなで作成し、みんなに読んでもらうお便り」を目指しています。当初は、協議会委員だけに原稿を依頼していましたが、現在はそれ以外の構成施設職員も協力してくださり、連携の輪が広がっています。



図2 八特支教連協便り

(3) 「講演会・研修・学習会」の開催

① 講演会・研修会

協議会が主催するものは、年1、2回ですが、この他に町や町内の他団体と共催で行っているものもあります。協議会が主催するものでは、渡島教育局や道立特別支援教育センターにご協力をいただき、講師を派遣していただいています。今年度は、初の試みとして、7月に近隣町村（森町・今金町・長万部町）にも研修会の案内をさせていただき、約80名（うち町外21名）の参加がありました。

参加した他町の方々のニーズも高かったことから、今後もこのような取組を積極的に行いたいと考えています。

② 学習会

協議会委員に特別な教育的支援にかかわる事例を作成・提出してもらい、それを1冊の事例ファイルとしてまとめました。昨年度は、その事例を基に協議会全体での学習会と幼稚園・保育園部会での学習会を2回開催しました。どちらも一つの事例を委員に提供してもらい、グループ討議を行い、発表するという形式で行いました。全体学習会のグループ討議では、異業種（保育士・教諭・行政等）混在で討議することで、それぞれの立場を理解し合いながら、連携の重要性を改めて認識したとの意見もありました。



図3 事例ファイル



図4 幼・保学習会の様子

今年度は、渡島檜山圏域障がい者総合相談支援センター「めい」の協力をいただき、「支援の参考になる教材やグッズ」の紹介と「個別の支援計画（療育カルテ）の活用事例」を紹介する学習会を開催しました。教材やグッズは、「めい」のほか町内の小・中学校や子育て支援センター、特別な支援を必要とする子どもの保護者から出展していただき、50点以上の展示・紹介を行うことができました。中には、教師や保護者が工夫を凝らした手作りのグッズもあり、参加した方から「他校の教材やグッズを見ることができ、大変参考になった。自分も作ってみたい。」などの声が多く寄せられました。



図5 角度の概念を養うグッズ



図6 リコーダーの補助具

◆ 特集・実践 ネットワーク ◆

また、教材やグッズの貸出しをしてほしいとの意見もあり、子育て支援センターと教育委員会で前向きに検討しています。

「個別の支援計画（療育カルテ）の活用事例」は、本町で現在取り組んでいるファイルの基となった函館市や北斗市で活用している療育カルテを紹介したDVD教材を観ていただき、誰のためになぜ必要で、保護者はどのように活用するのか、小学校から中学校への引継ぎはどのようにするのか等、口頭の説明では伝えきれない部分について実際に活用場面を観ることで、より理解していただくことができました。

現在は、各施設にこのDVD教材の貸出しを行い、担任だけではなく、幼稚園・保育園、学校等職員全体で共通理解を図るために役立てていただいています。

(4) 「八雲町相談支援マップ」の作成

平成24年度協議会事業部会の取組の一つとして、町内の支援マップ作成を行いました。転勤してきた教諭や保護者から相談を受けた際、「町内のどの施設を紹介していいのかわからない」との意見があり、事業部会の行政施設が中心となり相談施設の役割やフローチャートを作成しました。

平成24年4月に八雲町子ども発達支援センターが設置されたことから、発達支援センターが中心に支援の構築を行う体制づくりをし、町と協議会が連携して保護者や本人、支援者のフォローを行うことにしました。

八雲町 相談支援マップ		平成25年2月20日現在
相談窓口・連絡先	相談・支援の内容	
① 八雲町 住民生活課 子ども発達支援センター 〒049-3117 栄町13-1 (シルバブラザ) ☎0137-63-4622	◇発達遅れや障がいのある子どもとその家族が適切な支援を継続的に受けるための体制作りを行います。 (電話、来所等での相談受付、情報提供。発達支援体制整備のための会議等の開催、療育講演会の開催) ◇いたずらっ子の会～おしま地域療育センターの言語聴覚士、発達支援専門員による相談、助言を行います。	
② 八雲町 住民生活課 子育て支援センターひまわり 〒049-3117 栄町13-1 (シルバブラザ) ☎0137-63-4622 ※子育て支援センタースマイル 〒049-3113 相生町29-9 ☎0137-62-2573	◇言葉や発達の遅れが気になる幼児や小学校6年生までの児童に個別・集団で療育を行います。 ◇育児不安、障がいに応じた就学・進路についての相談や情報提供を行います。 ◇子育てに関する相談や育児に関する情報提供及び教育に関する相談を行います。◇親の相互の交流をはかり遊びを提供します。	
③ 八雲町 保健福祉課 健康推進係 〒049-3117 栄町13-1 (シルバブラザ) ☎0137-64-2111	◇保健師、栄養士が赤ちゃんや子どもの発育、発達を保護者とともに確認します。◇健康相談や育児等の相談を行います。 ①新生児訪問 ②乳幼児健診 (3か月、1歳6か月、3歳) ③乳幼児相談 (6か月、9か月、1歳、5歳) ④ほっとママの会 (生後1～3か月の赤ちゃんをママを対象にした交流の場) ※子育てや子どもの育ちで気になることがありましたらまずはこちらへご相談ください。	
④ 八雲町 住民サービス課 保健福祉係 〒043-0415 熊石根崎町116 (総合支所) ☎01398-2-3111	◇保健師、栄養士が赤ちゃんや子どもの発育、発達を保護者とともに確認します。◇健康相談や育児等の相談を行います。 ①新生児訪問 ②乳幼児健診 (3か月、1歳6か月、3歳) ③乳幼児相談 (健診以外の月令乳児や幼児) ④5歳児相談 ⑤離乳食教室 ⑥育児サークルなど ※子育てや子どもの育ちで気になることがありましたらまずはこちらへご相談ください。	
⑤ 八雲町 住民生活課 児童係 〒049-3111 住初町138 (役場) ☎0137-62-2111	◇図書館巡回児童相談～図書館児童相談所の判定員、指導員による心理判定、発達検査、相談、助言 (非行、不登校にも対応)を行います。 ◇DV・虐待についての相談を行います。 ◇特別児童扶養手当 (心身に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給)の申請を受け付けます。	
⑥ 八雲町 教育委員会 学校教育課 総務係 〒049-3112 末広町154 (公民館) ☎0137-63-3131	◇就学前児及び小・中学校在籍児童生徒の就学相談を就学指導委員会と連携して行います。 ◇道立特別支援教育センター巡回教育相談～発達に不安がある次年度就学予定のお子さんの就学に関わる相談を中心に教育相談を行います。 ◇渡島教育局管内専門家庭チーム巡回相談～幼稚園、小・中学校、高等学校及び保育所からの申し出に応じ、障がいのあるお子さんへの望ましい教育の対応を指導します。 ・小、中学校は通常学級在籍の児童生徒対象→教委へ申込み ・保育園、私立幼稚園及び道立高等学校→渡島教育局へ申込み	
※就学指導委員会	◇心身に障がいのある児童生徒等の就学に関し、実態把握と保護者の教育相談等を行います。	
※特別支援教育連携協議会	◇特別支援教育に関して教師・保育士及び関係機関との交流を図り、支援のための連携強化と特別支援教育の充実を図ります。	
⑦ 北海道八雲養護学校 特別支援教育コーディネーター 〒049-3116 宮園町128 ☎0137-62-3670	◇お子さん (幼児から高校生) の心身の発達状況に応じた教育等の相談、関係機関との連携を行います。 ◇各学校への校内研修の支援や関係機関との連絡・調整を行います。	
⑧ 八雲町 保健福祉課 障がい者福祉係 〒049-3117 栄町13-1 (シルバブラザ) ☎0137-64-2111 ※地域自立支援協議会	◇身障・療育手帳の申請、障がい児福祉手当 (重度の障がい等で介護が必要な方に支給)等の申請を受け付けます。 ◇ショートステイ、デイサービス等施設利用についての相談 (措置決定は児相)を行います。 ◇障がいのある人の地域生活支援に関することについて協議します。	
⑨ ハローワークやくも 〒049-3113 相生町108-8 八雲地方合同庁舎 ☎0137-62-2509	◇求人情報の提供及び就職に関する相談や検査等を行います。	
⑩ 八雲保健所 健康推進課主査 (子育て支援・相談) 〒049-3112 末広町120 ☎0137-63-2168	◇子どもの心の健康に関することや子育てに関する相談を行います。精神科医師による相談を行っています。 ・医師によるこころの相談 (要予約)～日時:第2木曜日13～15時 場所:八雲保健所 ・保健師による相談～随時応じています。	

図7 八雲町相談支援マップ

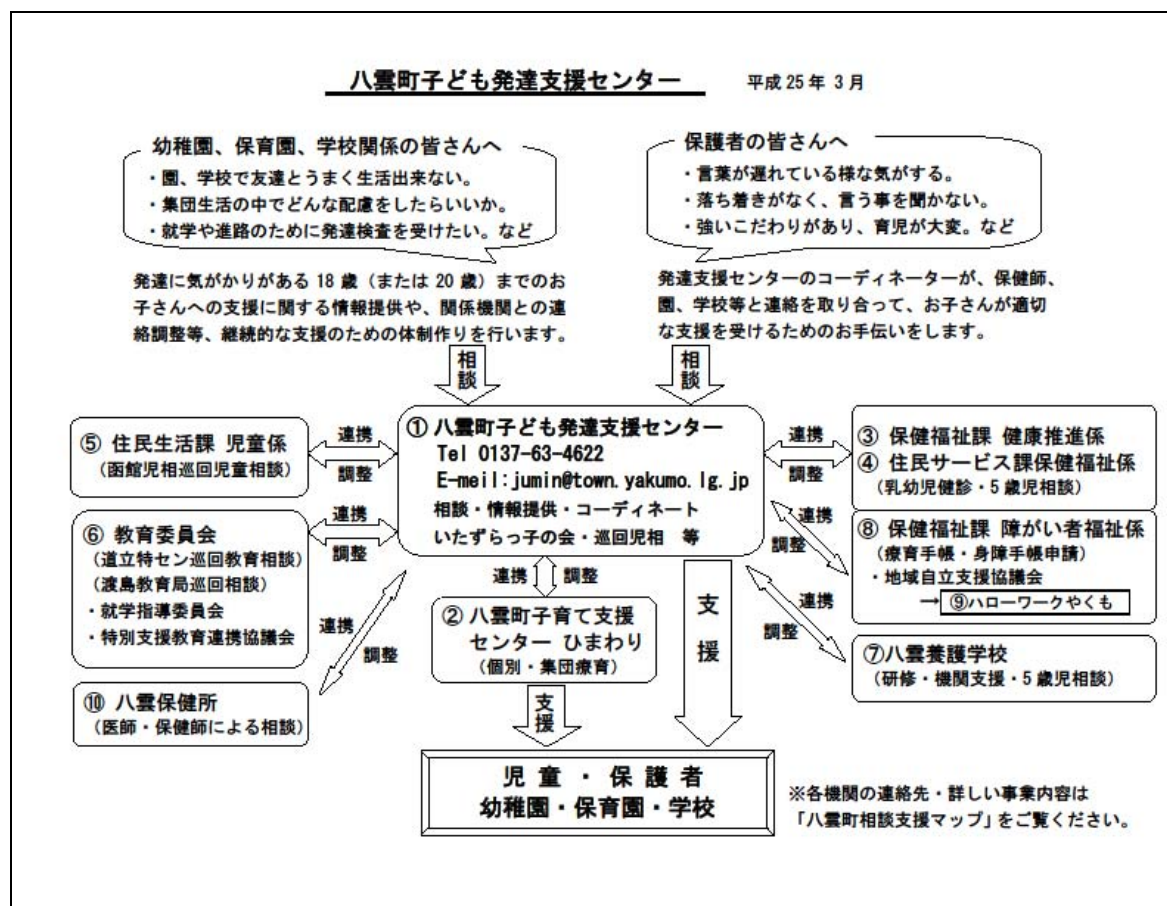


図 8 支援マップ（フローチャート）

(5) その他の取組

- ・専門性向上のための情報収集と発信

協議会が主催の講演会・研修会だけではなく、町内外の他団体が主催する講演会等の情報を事務局（教育委員会）で収集し、通信やメール等で各施設に情報発信しています。このことにより、特別支援教育を学ぶ機会が増え、参加者も多くの情報の中から自分が興味・関心のある講演会や研修会を選択できるようになりました。

また、年度当初の通信で「町内各学校の参観カレンダー」を作成・周知することで、学校、幼稚園・保育園、行政関係職員のほか、特別支援教育に関心のある保護者も参観できる機会が増え、好評を得ています。

八特支教連協便り

平成 25 年 4 月 22 日発行
第 10 号
発行元：八雲町特別支援教育
連携協議会事務局

町内各学校平成 25 年度参観カレンダー

★八雲小学校 ・ 4 月 23 日 (火) 5 時開始 ・ 7 月 9 日 (水) 5 時開始 ・ 9 月 7 日 (土) 1～3 時開始 (地域参観：全学年公開) ・ 12 月 6 日 (金) 5 時開始 ・ 2 月 13 日 (水) 5 時開始	★八雲南小学校 ・ 4 月 25 日 (木) ・ 7 月 4 日 (水) ・ 12 月 12 日 (木) (いすけの日も 13:15～14:00) ・ 2 月 18 日 (火)	★八雲北小学校 ・ 4 月 19 日 (金)・7 月 5 日 (金) ・ 6 月 25 日 (水) 1 年生のみ (幼保参観) ・ 9 月 8 日 (日) (地域参観) ・ 10 月 22 日 (水)・12 月 12 日 (水) ・ 2 月 14 日 (金) ・ 9 月 1 日 (金) 全学年 (時間は学校に確認します。)
★山崎小学校 ・ 4 月 19 日 (金) ・ 7 月 12 日 (金) ・ 9 月 18 日 (水) ・ 12 月 11 日 (水) ・ 2 月 9 日 (日) 計 2 回参観 ・ 2 月 21 日 (金) (地域参観) (2 月 9 日以外は 5 時開始)	★山崎南小学校 ・ 4 月 19 日 (金) ・ 7 月 19 日 (金) ・ 9 月 30 日 (月) ・ 12 月 20 日 (金) ・ 9 月 18 日 (水) (親父母参観) (時間は学校に確認します。)	★八雲小学校 ・ 4 月 24 日 (水) 全学年 ・ 6 月 25 日 (水) 1 年生のみ (幼保参観) ・ 7 月 4 日 (水) 1～3 年生 5 時開始 ・ 7 月 5 日 (金) 4～6 年生 5 時開始 ・ 9 月 1 日 (金) 全学年 ・ 9 月 20 日 (金) 八雲小学校新校舎落成記念 - 公開研究会 ・ 12 月 9 日 (月) 1～3 年生 5 時開始 ・ 12 月 10 日 (火) 4～6 年生 5 時開始 ・ 2 月 17 日 (月) 6 年生のみ 5 時開始 ・ 3 月 3 日 (月) 4、5 年生 5 時開始 ・ 9 月 4 日 (水) 1～3 年生 5 時開始 (時間や日程の改定は、学校に確認します。)
★山崎南小学校 ・ 4 月 19 日 (金) 5 時開始 ・ 7 月 11 日 (木) 5 時開始 ・ 9 月 26 日 (木) 5 時開始 ・ 12 月 13 日 (金) 5 時開始 ・ 2 月 23 日 (日) 1～3 時開始 (地域参観)	★山崎南小学校 ・ 4 月 17 日 (水) ・ 7 月 3 日 (水) (地域参観) ・ 9 月 18 日 (水) (親父母参観) ・ 12 月 2 日 (月) ・ 3 月 5 日 (水) (地域参観) (いすけの日も 5 時開始)	★八雲小学校 ・ 4 月 22 日 (月)・7 月 9 日 (火) ・ 8 月 22 日 (木)・12 月 10 日 (水) ・ 1 月 30 日 (木)・3 月 6 日 (木) (いすけの日も 13:30～14:15)
★八雲小学校 ・ 4 月 19 日 (金) ・ 7 月 10 日 (水) ・ 10 月 9 日 (水) (全学年参観公開) ・ 2 月 27 日 (木) (いすけの日も 13:30～14:15)	★八雲小学校 ・ 4 月 19 日 (金) ・ 7 月 9 日 (水) ・ 9 月 26 日 (水) ・ 12 月 1 日 (日) 1～4 時開始 ・ 2 月 18 日 (火) 5、6 年生 ・ 2 月 19 日 (水) 3、4 年生 ・ 2 月 21 日 (金) 1、2 年生 (12 月 1 日以外は 5 時開始)	★八雲小学校 ・ 4 月 26 日 (金) 5 時開始 ・ 7 月 8 日 (月) 5 時開始 ・ 9 月 10 日 (火) 5 時開始 ・ 12 月 8 日 (月) 1～2 時開始 (地域参観) ・ 2 月 20 日 (木) 5 時開始
★八雲小学校 ・ 4 月 19 日 (金) ・ 7 月 1 日 (月)～5 日 (金) ・ 12 月 9 日 (月)～13 日 (金)	★八雲南小学校 ・ 7 月 9 日 (水) ・ 12 月 19 日 (木)	★八雲南小学校 ・ 4 月 16 日 (火) 5 時開始 ・ 7 月 8 日 (月) 5 時開始 ・ 11 月 28 日 (水) 5 時開始 ・ 5 月 28 日 (火)～31 日 (金) ・ 11 月 5 日 (火)～8 日 (金)
★八雲第一中学校 ・ 4 月 15 日 (月) 5 時開始 ・ 10 月 30 日 (水) 5 時開始 ・ 自由参観(遠征及び日曜参観) 1～6 時開始 ・ 6 月 10 日 (月)～12 日 (水) ・ 12 月 4 日 (水)～6 日 (金) ・ 2 月 25 日 (日)	★八雲第二中学校 ・ 7 月 9 日 (水) ・ 12 月 19 日 (木)	★八雲第二中学校 ・ 4 月 22 日 (月)・7 月 17 日 (水) ・ 2 月 18 日 (火) (いすけの日も 5 時開始)

◎詳細は学校にお尋ねください。日程は変更する可能性があります。

図 9 町内各学校参観カレンダー

3 外部との連携

(1) 町内の他組織との連携

① 八雲町就学指導委員会

本町では、平成24年度から就学指導委員会による教育相談を行う際、専門機関の判定書・診断書の有無にかかわらず、独自の実態把握（相談1件に対して児童生徒の実態把握担当2名、保護者面談1名計3名体制）を行っています。

平成25年度からは、協議会で支援の連携に協力をいただけることになった幼稚園・保育園に就学指導委員会委員が園訪問をし、集団での実態把握（2名体制）を行うことができるようになりました。このことで、児童生徒をより多面的に把握することができるようになりました。

また、教育相談では保護者に対し必ずファイルについて説明し、作成・活用を促しています。

② 八雲町特別支援学級設置校交流推進協議会

本町の小・中学校で特別支援学級が設置されている学校間での合同学習を中心に活動を行っている団体です。その活動の中の一つとして、「職員の資質向上を目的とした学習会」を開催しています。

平成24年度から、この学習会に協議会委員も参加させてもらい、特別支援教育の理解を深めることに役立っています。

(2) 町外の手組織との連携

① 渡島特別支援教育研究会

平成25年度から研修会等の情報をいただき、本町からも教員だけではなく、多くの協議会構成施設職員が参加させていただいています。

② 渡島檜山圏域障がい者総合相談支援センター「めい」

平成24年度から「めい」主催・共催の講演会だけではなく、「めい」で情報収集いただいた他団体、他市町の講演会情報の提供のほか、講師・助言者として協議会主催の事業にも協力をいただいています。

③ 今金町子ども発達支援センター

平成24年度から研修会等の情報交換や今金町子ども発達支援センター作成の「きらきら通信」を通して、特別支援教育にかかわる他町との交流を深めています。

4 おわりに

本町は、広域で学校数も多く、地域によってニーズも様々です。協議会の構成人数が多くなれば一つにまとめることが難しくなり、活動も停滞します。いかに組織として「生きた協議会」にするかを試行錯誤し、①全施設参加の通信発行、②実践型学習会の開催、③ニーズの把握（講演会・研修会・学習会では毎回アンケート実施）などに力を入れてきました。

その結果、委員一人一人がチームの一員として、多種多様なアイデアや意見を積極的に提案し、発表する組織となりました。

また、最も重要な目標でもある「支援の連携」についても、幼稚園・保育園から小学校へつなげる道筋ができたこと、行政間でも平成25年8月から保健福祉課と連携し、教育委員会が5歳児相談に加わることになったことなど、早期療育や支援の連携の厚みが出てきました。

今後は、特別な教育的支援を必要とする子ども本人・保護者はもとより、支援者である担任へいかにフォローしていくことができるかが課題です。ニーズに合った相談機能の充実を目指して、今後も委員皆さんの知恵や知識をお借りしながら更なる組織強化に努めていきます。



室蘭市立八丁平小学校における 校内支援体制の構築

室蘭市立八丁平小学校
校長 澤田 光 男

チ
ームワーク



1 はじめに

私は市内3校で校長を務めてきましたが、そのいずれもが特別支援教育に関わる指定校や推進校であったわけではありません。全ての実践報告は現場校長の学校経営上の課題解決を目指した試行錯誤の取組の一端です。私が校長になってから常に頭から離れない特別支援教育に関わる学校経営上の課題は、大きく分けて二つありました。一つ目は、学級不適応や不登校気味になった児童をどうしたら救えるかということです。二つ目は、学級が機能しない状態、いわゆる学級崩壊をどう防ぎ、どう克服するかということです。

実践はゆっくりとしか進みませんでしたが、三つの小学校で試行錯誤を繰り返すうちに見えてきたことがあります。それは、どのような学校でもこれらの課題を克服し安定した学校経営を実現することは可能であり、そのシステムはそう複雑ではないということです。校内支援体制の構築に成功すると、学校は自然に児童の教育的ニーズに応える学びの場として機能し出します。

本稿では、平成17年度から平成25年度までの9年間の学校経営の歩みを現任校での実践を中心に、私たちの取組を支えてくださった市教育委員会の取組も交えて報告したいと思います。

表1 勤務した三つの小学校の概要

学 校 名	在任期間	児童数	通常の学級在籍の児童数	特別支援学級数	特別支援学級在籍の児童数	特別支援学級担当の教員数	支援員数
室蘭市立絵鞆小学校	17～19年度	300	12	1	2	1	0
室蘭市立海陽小学校	20～22年度	618	19	4 (2)	18 (6)	6 (2)	6 (4)
室蘭市立八丁平小学校	23～25年度	525	16	2	9 (6)	2 (2)	4 (2)

* 数値は在任最終年度。()は着任時の実数。絵鞆小学校は変わっていない。

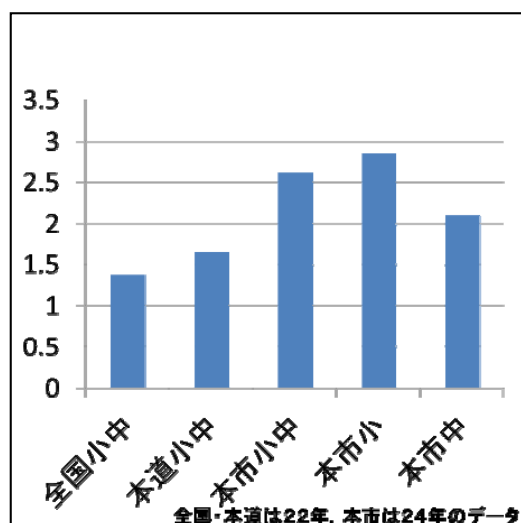


図1 特別支援学級に在籍する児童の割合

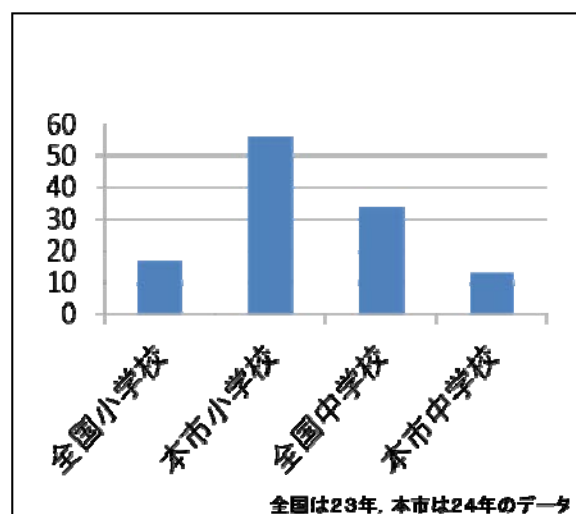


図2 通常の学級に支援員や介助員が配置されている学校の割合

2 指導と支援の両立により全ての児童の学びを保障する校内支援体制の構築

(1) 指導と支援の両立を図る教諭・支援員による複数指導

低学年には主に特別支援教育支援員（以下、「支援員」とする。）が各学級に配属され、担任をサポートしています。支援員は対象の児童だけでなくクラス全員に目配りをし、必要に応じて支援を行っているため、本校では小1プロブレムで悩むことはまずありません。

ちなみに小1プロブレムを防ぐための複数の教員による指導は、平成22年に海陽小学校で始めました。当初は担任とティーム・ティーチングで運動会が終わる6月中旬まで複数での指導・支援を継続させる予定でした。このシステムは担任に好評で、予定より長い7月まで続けられました。以来、小1プロブレムを防ぐ複数での指導・支援の体制は現在まで続いているようです。

高学年は主にティーム・ティーチングとして担任以外の教諭6名が担任と共に指導・支援に当たります。

さらに、本校では通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めていて、特別支援学級の担任も通常の学級で指導・支援に当たることがあります。複数のスタッフによる指導・支援が順調に進むと、児童の学習参加は進み、落ち着きのある授業が行われるようになります。支援員の支援の下にクールダウンする児童はいても、教室から出て廊下を歩き回る姿は完全に消えます。このような環境ができあがるにつれ、児童の問題行動はほとんどなくなってきました。

(2) 児童の居場所づくり

グラウンドや体育館、教室や図書館は、昔から児童たちの大切な居場所でした。

この他に、保健室も児童たちの休み時間の居場所として機能してきました。保健室への来室者は傷病者だけではなく、養護教諭はゆったりとした室内環境の中で、教育相談に応じています。

校長室も児童たちの居場所としても一役買ってきました。発達に凸凹のある児童のクールダウンの場所としても、中休みや昼休み、時には授業中にも活用されました。児童との距離は近すぎてもいけません。遠すぎてもいけません。息苦しさを感じさせない、さりげない関係を結ぶために、初任校で校長室に児童図書を置きました。図書の貸出しを始めたら、本好きの児童も集まってくるようになりました。友人関係でトラブルを起こした児童の避難場所にも活用されることもあります。



図3 校長室をクールダウン場所に使用している様子

人気の居場所として「親と子の相談室」も平成25年度に加えられました。週1回、10時から14時までのたった4時間の相談時間ですが、児童たちは休み時間を逃さず、1日当たり30人を超える児童が来室します。予約を取って個人面談を希望する児童もいます。相談室も児童たちにとって大切な居場所の一つなのです。

最後に特別支援学級のプレイルームも挙げる必要があります。どの学校でも言えることとは思いますが、休み時間になると交流学級の児童が遊びに来ます。一緒に跳び箱をしたりするのがお目当てです。このさりげない関係が、交流学級での授業をスムーズにしてくれるのです。

(3) 児童のあらゆる問題に対応するコーディネーターの重要な役割

① 校内特別支援教育の成否を占うコーディネーターの育成

チーフコーディネーターの役割は重要です。八丁平小学校では担任以外の教員にお願いしています。チーフコーディネーターは、通常の学級における特別支援教育の対象となる児童への支援

に当たる『学び支援委員会』や『個別ケース会議』の運営を行います。

この他に本校のコーディネーターには重要な任務があります。問題行動や不登校、友達関係でのトラブルなど、あらゆる児童の学校生活上の問題の解決に向け担任と一緒に取り組むことです。そして、児童の状況を細かく記録し、保護者面談などで活用します。このような業務に携わるため、コーディネーターは、コミュニケーション能力の高い、特別支援教育に精通した教員を指名しています。

② ケース会議におけるコーディネーターの役割

特別支援教育に関わるケース会議には、管理職・コーディネーター・担任・学年主任・養護教諭・保護者などが参加します。方向性の見えやすい会議では、3～4人の教員で進めます。「個別ケース会議」で最も活躍するのはコーディネーターです。特別な支援を必要とする児童の学習や生活の様子を観察結果としてまとめ、ケース会議で保護者に伝えます。司会は教頭、最初のあいさつと最後のまとめは校長の役目です。もちろん担任も同席しますが、話合いの前面に出ることはありません。このようにコーディネーターが客観的な立場で報告したり話合いに参加したりすると、保護者も安心して会議に参加できるようです。

担任が保護者に実質一人で対応したり、矢面に立たせられて窮地に追い込まれたりするようなケース会議はよくありません。保護者や児童の対応を複数の教員で丁寧に行うことで、両者の信頼も増すようです。複数の教員による対応は、教員にとっても児童や保護者との接し方に慣れるというメリットがあります。

(4) その児童にとって一番学びやすい場を提供できる学校に

① 特別支援学級在籍か通常の学級在籍か

児童数636名の海陽小学校では、特別な教育的支援が必要と判断された児童の保護者とケース会議を何度も行いました。昔のような通常の学級から隔離された特殊学級というイメージを払拭することに重点を置きました。そして、将来を見越した話の中で支援を考えてきました。実際に特別支援学級も参観してもらいました。自分に合った場で安心して教育を受けている児童の様子が保護者に伝わると、特別支援学級に在籍する児童は一気に増えます。特別支援学級に在籍を変えたおかげで、不登校気味の児童が登校するようになった事例も多く経験するようになりました。

実際に、平成20年度には特別支援学級に在籍する児童数は肢体不自由特別支援学級4名、自閉症・情緒障害特別支援学級2名の計6名でした。平成22年度には知的障害特別支援学級9名、自閉症・情緒障害特別支援学級6名、肢体不自由特別支援学級3名の計18名までに増えました。担当の教員の数も2名から6名に増えて、支援員5名を加えると11名体制になりました。指導者の増員で特別支援学級の教育活動の充実はもとより、保護者間の連携も進みました。通常の学級に在籍する児童の特別支援学級での指導など、多様な指導形態も可能になることが分かりました。この経験は八丁平小学校でも活かしていますが、これは市内共通の傾向であると思います。

② 交流及び共同学習

本校でも交流及び共同学習を積極的に進めています。特別支援学級に在籍する児童も、国語や算数等は特別支援学級で学びますが、理科や音楽・図工などは通常の学級で学ぶことがあります。どの教科をどこで学ぶことがその児童に適しているか、学年初めに保護者や児童との面談や指導体制等を踏まえ決定します。通常の学級には、交流及び共同学習で授業に参加する児童の机やイスなどが用意されているため、通常の学級に在籍する児童との学習もスムーズに行われます。行事も一緒に行われることが多く、入学式や卒業式も交流学級と一緒にです。

特別支援学級を担当する教員と支援員は、交流及び共同学習の時には対象の児童の指導・支援だけではなく、クラス全体の指導・支援も行います。これは通常の学級の担任にとってもありがたいことです。このことにより、特別支援学級の充実、通常の学級における教育の充実につな

がるようになりました。

③ 通常の学級における発達に凸凹のある児童への支援

本校には、通常の学級における支援員が1名配置されています。これに5名の担任外の教諭を加えると6名になります。さらに、交流及び共同学習で3名の特別支援学級の支援員と2名の特別支援学級を担任する教員が加わると11名になります。これらの教職員がティーム・ティーチングでクラス児童の指導・支援に当たるのです。学校はおのずと安定し、落ち着きのあるものに変わっていきます。

④ 特別支援学級での指導・支援で児童の教育的ニーズに応える

学校にゆとりができてくると、通常の学級に在籍する児童が特別支援学級で指導・支援を受けることも可能になります。特別支援学級での指導・支援は、国語や算数などの教科からスタートします。これは、学習への参加を促進するだけでなく、不登校を生み出さない方策でもあります。自分に合った学びができる喜びを体験した児童の中には、翌年特別支援学級に在籍を変える児童もいます。

⑤ 学習に困難のある児童への取り出し指導

通常の学級には、教科や単位によって一斉授業における支援があっても十分に学べない、認知に凸凹のある児童も在籍しています。友達とのコミュニケーションが苦手な児童もいます。それが原因で不登校になる場合もあります。そこで、学習に困難のある児童へ個別指導を行いました。登校に関しては改善傾向が生まれました。学習・生活指導に関しては、あせらずに保護者と話し合っていくスタンスでいます。

(5) 子どものニーズに応える教育を行う

① 不適応予防としての特別支援教育の発想を取り入れた指導

平成19年度から特別支援教育がスタートし、学習や生活で困難のある児童の教育的ニーズに応じた教育を実現していくという目標が立てられました。しかし、現場では学習に適応できず立ち歩いたりする児童による学級崩壊の対応に追われており、どうすると学習に不適応を起こす児童を減らせるか、どうしたら学級崩壊を防げるか、試行錯誤は続きました。

室蘭市にはどの学校にも特別支援学級を設置するという方針があることにより、特別支援学級を担当した経験のある通常の学級の担任も増えました。おかげで通常の学級に、特別支援教育の視点を取り入れた指導が、静かに浸透するようになりました。

例えば、1年生の時に学習不適応になった児童がいました。2年生の新担任は叱責による指導ではなく対話による指導を行いました。教員の指導に強制的に従わせるのではなく、どうすると学習に参加できるのか、その児童の考えを聞き、いくつかの選択肢を与えました。初めは、規律に厳しい教員からは手ぬるい指導だととらえられがちでした。ごちゃごちゃしていると見られがちでした。しかし、時間の経過とともにその児童の行動様式をクラスの児童が理解するようになり、共感的な雰囲気が生まれました。そうなるとその児童も少しずつクラスのルールに合わせられるようになりました。

その児童が不適応を起こさないように担任の教員は、明日の予定を前日のうちに明らかにして、朝にも一日の予定をその児童と一緒に確認しました。予定の確認では、一日の予定を黒板に書いたり、壁に掲示したりして視覚化しました。当番や係りコーナーには児童の顔写真を一緒に掲示し、誰と一緒に活動するかを分かりやすくしました。授業では、課題を明示し学習の流れを示したり、学習のゴールをあらかじめ明らかにしたりすることによって、見通しをもたせるように配慮しました。正面黒板の周りもシンプルにし、集中が途切れたり興味が別のことに移ったりしないような工夫をしました。

以上のような特別支援学級では当たり前に行われている教育方法を通常の学級でも取り入れて、

◆特集・実践 チームワーク◆

指導を積み上げました。おかげでその児童は順調に進級し、クラスが変わっても担任の教員が指導・支援を引き継いでくれたため、学級不適應の状態にはなっていません。

② 誰もが学びに参加できるユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり・学級づくりを学校全体で取り組む

視覚優位・聴覚優位、言語性優位・動作性優位、継次処理優位・同時処理優位等、児童の認知特性などの違いに合わせた指導とともに、どの特性にも対応できる指導の開発が求められています。些細なことも本人にとっては耐えられないこともあります。可能な限り配慮したいと思っています。字数の都合で項目しか伝えられませんが、本校では以下の実践を試行しています。

ア. 学習指導要領のコンセプトである「教えて考えさせる授業」の展開

東京大学大学院市川伸一教授提唱の「教えて考えさせる授業」は、認知心理学の成果から出発したもので、特別支援教育から生み出されたものではありません。しかし、明星大学小貫准教授の「授業のユニバーサルデザイン化、四層構造モデル」と共通する部分が多々あります。

ユニバーサルデザインの発想を活かす
教えて考えさせる授業①

教える	段階レベル	方針レベル
考える	〈予習〉	授業の概略と疑問点を明らかにする。 教材・教具・説明の工夫 対話的な説明
	理解確認	疑問点の明確化 児童自身の説明 教え合い活動（指名児童の説明） 誤りそうな問題
	理解深化	応用・発展的問題 試行錯誤による技能の獲得 自己評価
	理解状態の表現	

「『教えて考えさせる授業』を創るー基礎基本の定着・活用を促す『習得型授業設計』」
市川伸一 著 図書文化社

ユニバーサルデザインの発想を活かす
教えて考えさせる授業②

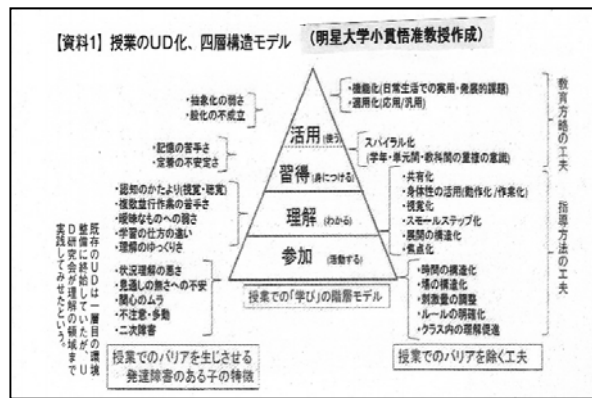
教える	段階レベル	方針レベル	教材・教具・課題レベル
考える	〈予習〉	授業の概略と疑問点を明らかにする。	・連続して分からないところに付箋を貼る。 ・まとめをつくる。簡単な例題を解く。 ・教科書の活用（音読・図表の利用） ・具体物やアニメーションによる提示
	教師からの説明（足場を作る）	教材・教具・説明の工夫	・モデルによる演示 ・ポイント、コツなどの押さえ ・代表児童との対話 ・答えだけでなく、その理由を確認 ・挙手による、賛成者・反対者の確認
	対話的な説明		

・基礎的・基本的事項の習得学習においては、最初に考える足場が作られるので、発達アンバランス児童はパニックにならない。教科書を使うので安心。

ユニバーサルデザインの発想を活かす
教えて考えさせる授業③

教える	段階レベル	方針レベル	教材・教具・課題レベル
考える	理解確認	疑問点の明確化 児童自身の説明 教え合い活動（指名児童の説明） 誤りそうな問題	・教科書やノートに付箋を貼っておく ・ペアやグループでお互いに説明 ・分かったという児童による教示（全体学習における説明） *（ ）は市田
	理解深化	応用・発展的問題 試行錯誤による技能の獲得 自己評価	・経験上、児童の誤答が多い問題 ・関連し易い問題 ・より一般的な法則への拡張 ・児童による問題づくり ・個々の知識・技能を活用した課題 ・実技教科でのコツの体得 ・グループでの相互評価やアドバイス 「分かったこと」「分らなかったこと」
	理解状態の表現		
	理解状態の表現		

・ペアやグループでやり方を説明する場面があるので、発達アンバランス児童もお客さんにならない。



イ. 担任が変わっても変わらない、学校を貫く学習ルールの確立と視覚化

ユニバーサルデザインの発想を活かす
見通しをもたせる授業の工夫

1. 時間割・目標・チャーム・時計等の学習環境整備
2. 教科書を活用した予習－授業－復習のある授業
3. ゴール（作品など）を最初に提示して進める授業

・図工などでの作品提示
・詩や物語等の創作文
・学級新聞やパンフレット
・理科や社会のレポート

ユニバーサルデザインの発想を取り入れた
学校づくり・学級づくり

・聴覚過敏の子に優しい教室環境整備
・視覚優位の子に優しい掲示の工夫

◆ 特集・実践 チームワーク ◆

ウ．継次処理優位の児童も同時処理優位の児童も覚えやすい下村式漢字指導を参考にした指導



ユニバーサルデザインの発想を活かす
文字指導

継次処理的指導方略

- ・ 段階的な教え方
- ・ 部分から全体への方向性をふまえた教え方
- ・ 順序性をふまえた教え方
- ・ 聴覚的・言語の手がかりを使用した教え方
- ・ 時間的・分析的方法を基本とした教え方

エ．継次処理優位児童も描ける、キミ子方式・酒井式描画指導法等を参考にした指導の導入

ユニバーサルデザインの発想を活かす
描画指導

継次処理的指導

- ・ キミ子式描画指導法
- ・ 酒井式描画指導法

- ・ 段階的な教え方
- ・ 部分から全体への方向性をふまえた教え方
- ・ 順序性をふまえた教え方
- ・ 聴覚的・言語の手がかりを使用した教え方
- ・ 時間的・分析的方法を基本とした教え方

ユニバーサルデザインの発想を活かす
描画指導

継次処理的指導方略

- ・ キミ子式描画指導法
- ・ 酒井式描画指導法

- ・ 段階的な教え方
- ・ 部分から全体への方向性をふまえた教え方
- ・ 順序性をふまえた教え方
- ・ 聴覚的・言語の手がかりを使用した教え方
- ・ 時間的・分析的方法を基本とした教え方

オ．教室の前面をシンプルに掲示した、集中しにくい視覚過敏な児童への配慮

カ．椅子の足にテニスボールをはめる、異音を嫌がる聴覚過敏な児童への配慮

(6) 特別支援学級保護者説明会と保護者の教育参加

八丁平小学校では、春休み中に特別支援学級保護者説明会が行われます。児童にとっては始業式・入学式前に同級生や担任・支援員に出会えるので安心です。保護者にとっても、新担任に出会えるだけでなく、保護者同士の交流のきっかけにもなります。説明会は自己紹介を含めながら和やかに行われます。説明会の後に個人懇談も用意されているので、保護者にとっても大切な機会のようなのです。学校と保護者が和気あいあいとしたスタートを切ると、保護者の教育参加も格段に進みます。PTAの会長や副会長になってくれたり、専門委員会の委員長になってくれたりします。読み聞かせのメンバーとしても活躍している、心強い保護者もいます。

(7) 関係機関との連携は不可欠

① 室蘭市教育委員会・室蘭市特別支援教育協議会

市の就学指導と発達障害のある児童生徒の指導・支援に関わる統括的な機関です。市教育委員

◆ 特集・実践 チームワーク ◆

会を通じて市のコーディネーター等が学校に訪れ、授業参観、担任からの聞き取り、心理検査等を行ってくれます。市のコーディネーターは通常の学級における発達に凸凹のある児童の指導に関するアドバイスも行ってくれます。室蘭市には40人の支援員がありますが、その配置の決定にも大きく関与しています。

② 室蘭養護学校

養護学校の教員は市のコーディネーターとして活躍するばかりでなく、自校の講座や出前講座の講師としても活躍されています。

④ 医療機関

太陽の園やミネルバ病院などの医療機関の心理検査の結果を市の就学指導で活用するようになってから、学校と医療機関の関係はますます深まっています。今では、医師・臨床心理士・保護者・学校が、連携して指導方針を立てることも可能になりました。

⑤ 児童相談所

最近、虐待で通告する事案が出ています。保護者の支援も必要です。

3 現場実践を下支える市教育委員会の取組

(1) 40人に上る市の支援員（～平成25年度）

室蘭市は古くから特別支援教育に重点を置き、各学校に特別支援学級を設置するという方針をもち、独自に特別支援学級と通常の学級に支援員を配置していました。

(2) 幼稚園・保育所と小学校の引継ぎを促進してくれた市教育委員会（平成21年度～）

平成21年度から、市内全ての幼稚園・保育所と小学校の間で、年度末にかけて引継ぎが行われるようになりました。就学前の教育と小学校の教育が接続するようになってきたおかげで、小1プロブレムは一気に減ってきました。

(3) 増加する特別支援学級に在籍する児童生徒

保護者の理解が増すとともに、特別支援学級に在籍する児童数も増えてきました。

3 どの児童にも適切な指導・支援の用意された学校を目指して

発達に凸凹のある児童の教育的ニーズに応える教育を追究することは、発達に凸凹のない児童の教育的ニーズに応える教育の実現にもつながることが、実践の高揚とともに明らかになってきました。

平成26年度の本校の目標の一端を紹介させていただき、拙い報告を終わります。

(1) 登校児童を教室で出迎えることのできる学校にする

(2) 忘れてもやり直しの可能な振り返り学習（パワーアップタイム）のある学校にする

(3) 一斉指導では救えない児童の学びの場を提供できる学校にする



北海道湧別高等学校における 特別支援教育の取組



北海道湧別高等学校 【本 間 敦 志 校長】
教諭 林 潤 一

1 はじめに

本校は、オホーツク管内中央付近に位置する湧別町にある全校生徒177名、普通科学年各2学級の高等学校です。平成17年より連携型中高一貫教育を実施し、町内三つの中学校と連携を図りながら教育活動を展開しています。当時は湧別町と上湧別町が別の町であったため、他町村をまたぐ道内初の中高一貫校となりました。平成23・24年度には「高等学校における発達障がい支援連携モデル事業」の研究指定を受け、特別支援教育支援員（以下、「支援員」とする。）の配置及び北海道紋別高等養護学校との連携に取り組み、事業終了後も様々な形で情報交換等を行っています。教育的支援の必要な生徒の課題解決に向けて教育活動を展開するため、今年度からは「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」の指定を受け、引き続き支援員が配置されることになりました。本稿では、今年度の支援員の活動を中心に紹介します。

2 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」の趣旨と本校の役割

本事業は北海道教育委員会の指定する高等学校8校【千歳（定時制）、檜山北、湧別、上士幌、更別農業、釧路湖陵（定時制）、月形、遠軽（定時制）】が、「高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置する。」という趣旨のもとに教育活動を展開するものです。

本校は、平成23年度に「高等学校における発達障がい支援連携モデル事業」の指定を受け、その事業の一部として支援員が配置されました。支援員配置は今年度で3年目となり、他校と比べると支援員との連携についての理解が進んでいると考えられます。特別支援教育を推進するためには、「自校には特別支援教育の対象となる生徒は在籍していない。」という先入観をもたず、発達障害の特性等を正しく理解して、特別な教育的支援を必要とする生徒の存在に気付くことが必要であり、生徒が求める支援に応える上で支援員の役割は大変重要と考えています。本事業における本校の役割は、支援員配置の実践を通してその必要性をしっかりと検証することにあると捉えています。そして、この取組が支援を必要とする生徒に十分に活かされるよう、日々の研究に励んでいます。

3 本校の概要

本校は、約90%の生徒が町内にある連携中学校3校から入ってきた生徒、残りの10%が町外から通う生徒で構成されています。連携型中高一貫教育の場合、通常の入試とは異なる入試を行っています。ペーパーテストによる学力検査重視のものではなく、本校では中高一貫で行っているキャリア教育について学んだことを発表するプレゼンテーションとレポート・作文・面接による選抜方法を実施しています。中学校と高等学校の6年間で継続してキャリア教育を行うことにより、生徒の生き方や将来の目標を見据えた指導をよりきめ細かく行うことができるようになりました。

◆ 特集・実践 フットワーク ◆

生徒の学力については、北海道の連携型入試制度により、生徒は学力検査を受けていないため学力点によって実態をとらえることができてなくなっています。また「中高一貫教育」の趣旨により、連携中学校からの受検者は基本的には「全員合格」となります。そのため国公立大学を目指す学力の高い生徒と、基礎・基本を身に付けなければならない低学力の生徒が同時に入学してくるのが現状です。こういった状況は本校のみならず、募集定員を満たしていない学校においては珍しくないケースと言えます。

こういった状況の中で、「低学力」が「学習不足」によるものなのか、それとも「学習障害」に起因するものなのかを判断できないことが大きな問題になってきています。

このような実情から、ここ数年は学校課題が変化しており、問題行動を起こす生徒の指導よりも学習面での課題を抱えている生徒や、不登校への対応が課題となってきています。

4 支援員の役割と支援の内容

高等学校の特別支援教育への理解はまだまだ浅いものと言えます。小・中学校とは違い、特別支援学級が設置されていないため、同じ教室の中で全ての生徒が等しく学んでいかなければいけません。しかし、特別な支援を必要とする生徒は、必ずしも同じ進度で学習できるわけではなく、理解を深めるにも時間を要する場合や個別に対応しなければならないことがあります。そういった現状を踏まえて、「特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置を活用し、日常の授業等の観察はもとより、学習内容への理解を促すための支援を行っています。それと同時に、職員全体の理解を深めるために、日常の支援に関わる情報を提供することを行っています。（図1）

教科 クラス	生徒の状況	支援の概略
数Ⅱ	K.I. 割り算の筆算をしていて時々手帳 分らなくなることがあり、声をかけて (K.H.) $6 \times 8 = 42$ と覚えている。 ・筆算で答えの立たない位に0と 書いていない。 H.H. bを6と見間違え計算して いる 展開の公式の練習問題で かけ算と二乗で混乱してくる。 ・個りを離れると間違えていた。	・そのつとミニボードで一語に確認しながら 解いていく。 ・ $6 \times 8 = 48$ と伝える。 ・答えの立たない位は0と書くことを伝え、 計算した問題を一緒に見直していく。 ・計算が違ふことを伝えるときはbを6 と思ふと答える。 ・二乗になる時に声かけをする。 ・百ます計算の枚子を見せ、符号に注意 させる。
数Ⅱ	K.I. ・右位からのひき算で下がりか できないでいた。 ・符号の処理で何度も確認し てる。 ・文字が小さい ・数字の5を3と書いていた。	4月23日(火) ・計算の仕方を見せると思いついて、次の問題は 自分で計算していく。 ・その度一語に確認する。 ・大きく書くように伝える。 ・5と書くように伝え、確認して書か せてみる。

図1 日常支援記録の一部（朝の打ち合わせで提示）

支援員の役割の例として、図2のように生徒の理解しにくい内容を個別に指導しやすいようカード形式でまとめて提示する教材の作成があります。

和 = たい算 = 加法 差 = ひき算 = 減法 積 = かけ算 = 乗法 商 = わり算 = 除法	計算の約束 $21 \times 3 \div 7 \times 4 \div 2$ $8 + 6 \times 7 - 9$ $5 - 30 \div 5 - 2$
奇数: 2で割りきれない数 1, 3, 5, 7, 9, 11, 13...	偶数: 2で割りきれ数 2, 4, 6, 8, 10, 12, 14...

図2 カード教材（数学）

言語問題練習プリント 1

年 経 番 氏 名 _____

1番左のこばと同じ意味、または反対の意味をもつこばとして最も適したこばをア～オの中から選びなさい。

	ア	イ	ウ	エ
1	医 者	医 院	入 院	看 護 師
2	上 品	返 品	下 品	粗 品

答え 1 2

過去出題言語問題

十五、118の「☐」に入る言葉として、最も適切なものはどれでしょうか。番号を○で囲みなさい。
*問題を音読する。

言語問題練習プリント 4

年 経 番 氏 名 _____

1番左のこばと同じ意味、または反対の意味をもつこばとして最も適したこばをア～オの中から選び、記号で答えなさい。

	ア	イ	ウ	エ
1	和 装	仲 装	洋 装	装 束
2	重 複	軽 複	敷 複	重 複

答え 1 2

現在出題言語問題

十六、118の「☐」に入る言葉として、最も適切なものはどれでしょうか。番号を○で囲みなさい。

調査言語問題文 118

一、118の「☐」に入る言葉として、最も適切なものはどれでしょうか。番号で答えなさい。

二、118の「☐」に入る言葉として、最も適切なものはどれでしょうか。番号で答えなさい。

三、118の「☐」の部分にふくまれている「動く」「みる」の意味にもっとも近い言葉を「☐」から選んで番号で答えなさい。

四、次の□に入る漢字を「☐」の中から記号で答えて二文字熟語を完成させなさい。

五、敬語の使い方として、最も適切なものを選んで、番号の□に○をつけなさい。

六、次の文の「☐」に当てはまる漢字を「☐」から選び、記号で答えて慣用句を完成させなさい。

七、118のようなことを言うとき、「☐」に入る言葉として、最も適切なものを選んで、番号で答えなさい。

八、118のようなことを言うとき、「☐」に入る言葉として、最も適切なものを選んで、番号で答えなさい。

九、後ろの「☐」から適切な語句を選び、記号で答え、四文字熟語を完成させなさい。

十、上の段と下の段を組み合わせて正しい表現になるように、番号で答えなさい。

十一、次の各組の「☐」に共通して入る漢字を、下の□にそれぞれ一字ずつ書きなさい。

十二、次の各グループで一つだけ意味が大きく違うこばを選んで、下の「☐」に書きなさい。

十三、「☐」の中に入る言葉を①②の中から選んで、番号で答えなさい。

十四、118の「☐」に入る言葉として、最も適切なものはどれでしょうか。番号を「☐」の中に書きなさい。

図3 言語能力テストの例

また、新しい取組として、学習面で生徒の困難さを把握するために、朝のショートホームルームの時間を利用して言語活動や数的処理等の学習を行っています。その内容について、継続的に統計を取り、指導に活用できるような資料作成を行っています。図3の資料は、言語能力に関するテストの一例で、破線部分のような問題を数パターン用意しています。このテストの狙いは出題文を正しく読み取り、答える力の調査となっており、異なる問題文に対応できるかということについて統計を取りました。15回の調査から図4のように結果をまとめました。

実態を把握していく中で、生徒の「困難さ」は、教員側のほんの少しの支援で改善されることが多くあることに気付かされました。教員にとって「困った生徒」という印象から、生徒自身が「困っている」という立場に立ってアプローチをしていく方向に、指導する側の考え方を転換していくことが、今後の課題の一つと感じています。

そのために、生徒の習熟度をしっかりと理解した上で、課題提示の仕方や授業進捗の見直しなど、全ての生徒に分かりやすい授業が展開されるようになるためには、より深い理解と教員それぞれの工夫が必要になると考えています。

出題文を正しく読み取り答える力の調査

1. 生徒の実態
 - ・記号で答えるところを語句を記入している。
 - ・番号にだけ○を付けたところを語句・文章等も○で囲んでいる。
 - ・回答欄があるのに出題事項に○を付けている。
2. 調査結果
 - ・答え方が流動的に捉えられる問題文では、慣れている答え方になっている。
 - ・出題文を正確に読むようになってきた生徒がいる。
3. 出題の改善策
 - ・答え方がはっきり解る出題文章にする。
 - ・出題文の答え方を説明している部分を線を引いたり、フォントを換えたりして目立つようにする。
 - ・回答欄を目立つようにする。
 - ・出題文を読み上げる。
4. 改善後の結果
 - ・答え方の説明部分を目立つようにしても正しく答えていない生徒がいる。
 - ・回答欄を目立つようにしても効果はあまり見られなかった。
 - ・出題文を読み上げることで正しく答えられるようになっている。
 - ・全体的には改善されてきている。
5. 考察
 - ・出題文を正確に読み取らず、自分流の解釈をしてしまう。
 - ・朝の支援問題は、取り組む時間が短いので回答することに集中してしまう。
 - ・性格的なものも作用しているところがある。
 - ・出題文を読み上げることで、正しく答えられるようになっている。
6. 今後の取り組み
 - ・定期考査での選択肢のある問題については、考査開始前に出題文を読んだり、答え方の注意を促す。

図4 調査のまとめと考察

5 支援員配置の成果と課題

支援員の配置により、生徒の学習への理解が深まりました。授業への取組の中でも、担当教員だけでなく支援員に質問する機会も増えるなど、生徒の信頼も大きくなっています。教員からは、授業全体が落ち着いてきたり、生徒の理解が早まった分、授業の進行がスムーズになってきたりしているという声が挙がっています。

現在は支援員が入る授業が限られているため、より多くの授業で活用できるよう、校内の連携調整役としての特別支援教育コーディネーターの役割が一層重要になると考えます。

今後の課題として、支援員に任せきりにしていくのではなく、支援員に支援してもらうことにより、教員の生徒理解を深め、授業等の工夫改善を推進していくことが必要だと考えます。

6 3年間の取組のまとめ

高等学校での特別支援教育の在り方を考える上で重要な視点の一つとして、学習面への支援だけではなく、生活面への支援の必要性を強く感じる場面がありました。本校には、基本的生活習慣の確立がなされていない生徒もいます。そして、入浴習慣や歯みがき習慣が身に付いていない生徒には、コミュニケーション能力も低い場合があります。これらは本来であれば、小学校や中学校で身に付けているはずの能力ですが、発達過程でその学習が欠落してしまい、高等学校において、すでにそういう行為が当たり前になっている周囲の状況からその生徒が浮いてしまっている事例もあります。このような場合の指導も、特別支援教育の考え方を活用できる範囲の一つではないかと感じています。

他にも学習する能力に周囲との差はなくても、学習する環境が整わず止むを得ず学習に取り組むことができなかった生徒の基礎学習の支援も含まれてきています。

本来、特別支援教育とは「障害のある児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上、生活上の困難を克服する」ために行われるものです。しかし、障害の有無に関わらず、学習上や生活上の困難、対人関係づくりに課題を抱える生徒が増えている現状の中、本来の特別支援教育とこうした問題を分けて考えることは難しいと考えています。

多様化する生徒に応えつつ、教育的支援を必要とする生徒とそうでない生徒のバランスを取っていくために教員一人一人の工夫が必要になるとともに、高等学校として社会に出る最終の学びの場であるという意識のもとに進路指導等にも一層力を入れていく必要があると感じました。3年間、特別支援教育に取り組み、培った成果を生徒の学校生活全般を通して活かしつつ、就職・進学といった今後生きる指導や保護者・外部機関とのつながりを更に深めていくことが重要です。

本校での取組はまだまだ見直すべきことが多くありますが、こうした研究や取組によって「困っている生徒」が減っていくことを願っています。また今後、進路指導が充実し、卒業だけではなく達成感を得ることができる指導・支援を展開できるよう、研修と研究に努めていきたいと考えています。

特別支援教育の最新情報

「教育支援資料」について

文部科学省では、障害のある児童生徒等の就学手続の概要、障害の実態把握の方法、教育的対応などを内容とした「就学指導資料」を作成してきましたが、この度、学校教育法施行令の改正に伴い、就学手続の大幅に見直しが行われたことを踏まえ、就学手続等に携わる方々が、この趣旨及び内容について十分に理解した上で、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう新たに「教育支援資料」をとりまとめました。

「教育支援資料」では、科学的・医学的知見や新たな就学手続の趣旨及び内容はもちろんのこと、早期からの一貫した支援の重要性を資料全体を通じて明確に打ち出すとともに、市町村教育委員会の就学手続におけるモデルプロセス、障害種毎の障害の把握や具体的な配慮の観点についても詳細に解説しています。

また、早期からの教育相談等を通じて、障害のある児童生徒等の保護者に対して、十分な情報を提供するとともに、関係者がその意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考えていくといった基本姿勢についても提示しています。

【教育支援資料の概要】

序 論

- 1 障害のある子供の教育に求められること
- 2 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援
- 3 今日的な障害の捉えと対応

障害者の権利に関する条約や、教育基本法の改正、障害者基本法の改正、基礎的環境整備、合理的配慮、ICFによる障害の捉え方などが示されています。

第1編 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説

- 第1章 総論関係
- 第2章 各論関係

就学校の指定、区域外就学、小学校若しくは特別支援学校からの転学、就学にかかる意見聴取の在り方などについて解説されています。

第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス

- 第1章 関係者の心構えと関係者に求められること
- 第2章 検討に向けた準備
- 第3章 就学先の検討
- 第4章 就学先の決定・通知
- 第5章 「学びの場」の柔軟な見直し等
- 第6章 教育相談体制の整備

相談を進めるに当たっての心構え、保護者への情報提供の在り方、教育委員会による就学先決定、「学びの場」の柔軟な見直し、市町村や都道府県等の教育相談体制の整備などについて示されています。

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

- I 視覚障害
- II 聴覚障害
- III 知的障害
- IV 肢体不自由
- V 病弱・身体虚弱
- VI 言語障害
- VII 情緒障害
- VIII 自閉症
- IX 学習障害
- X 注意欠陥多動性障害

障害の困難さ、教育的ニーズ、障害の状態に応じた教育的対応、教育の場と提供可能な教育機能、障害のある子供の合理的配慮の観点（教育内容・方法、支援体制、施設・設備）など保護者への十分な情報提供を行うことができる内容を示すとともに、各障害の理解と状態の把握の観点（教育、医学、心理学）、就学先決定に関する調査事項の項目や内容を障害種毎に示しています。

本ページは、文部科学省「教育支援資料」を参考に作成しました。

なお、詳細については、下記の URL からご覧下さい。

文部科学省「教育支援資料」

→http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

教育相談について

乳幼児から高校生まで
このようなときに
ご相談ください

- 学習のつまずきや遅れが気になる
- 見え方や聞こえ方が気になる
- 言葉の発達に気になる
- 落ち着きのなさや行動が気になる
- 就学先や進路先について相談したい
- 今後の学習を受ける場について相談したい

電話やメールによる相談

保護者等からの、電話やメールによる相談を行います。

相談者のニーズに応じた情報提供や、必要に応じた地域の関係機関の紹介等を行います。

○受付：月～金曜日 9：00～17：00
(祝日・年末年始を除く)

TEL： 011-612-5030

E-mail：

tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp

※ 携帯電話の方は、パソコン又は当センターからのメール受信許可の設定をしてください。

来所教育相談

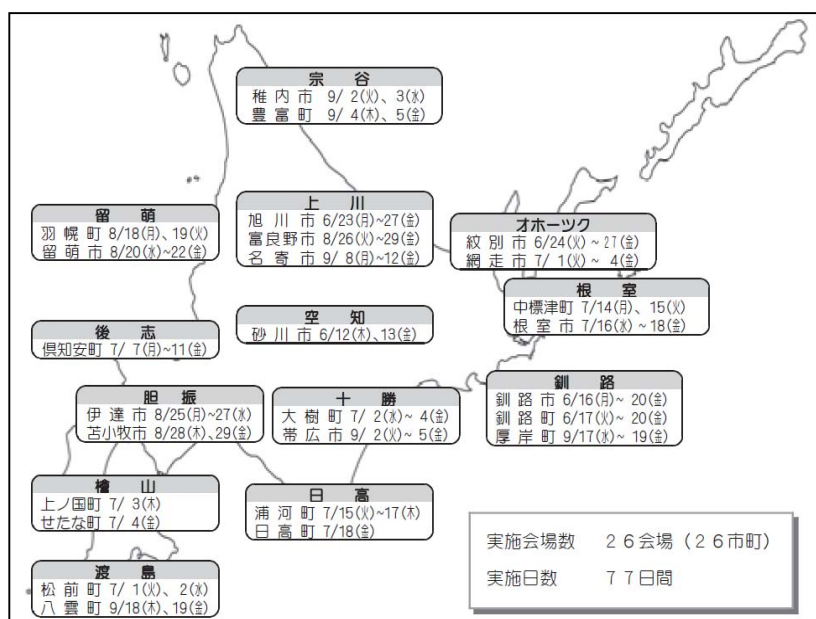
来所が可能な障害のある乳幼児や児童生徒の保護者等に対して、就学等の相談を行います。
相談は無料です。

お電話（011-612-5030）でご相談ください。

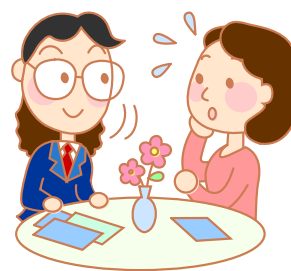
巡回教育相談

遠方のため、来所が困難な障害のある乳幼児や児童生徒の保護者等に対して、所員を派遣し就学等の相談を行います。

【平成26年度 巡回教育相談日程】



※ 巡回教育相談については、お住まいの市町村教育委員会に、問合せください。



編集後記

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」は、特別支援教育を効果的に推進するための取組について、「ネットワーク」「チームワーク」「フットワーク」の観点から、各学校や地域の実践を紹介しています。

今号では、特別支援教育連携協議会の取組、管理職による校内体制の構築、高等学校における特別支援教育支援員の活用の実践について掲載しました。これらの事例から、子どもの教育的ニーズに応じた支援のために地域、学校、保護者の連携が深められ、全道各地において特別支援教育の充実に向けた取組がなされていることを感じました。

「特別支援教育ほっかいどう」19号は、最新の情報を随時お伝えするため3回に分けて発行しました。主に各学校や地域において特別支援教育に効果的に取り組んでいる実践を中心に紹介させていただきました。掲載した取組が読者の皆さんの実践を深めていくきっかけになれば幸いに思います。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官大西孝志氏をはじめ、玉稿をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

お知らせ

当センターでは、メールマガジンを定期的に発行しております。ご希望される方は、当センターWebページから登録いただきますようお願いいたします。

特別支援教育ほっかいどう19号(3)

発行：平成26年3月

編集：北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-612-6211（代表） F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

発行者：北海道立特別支援教育センター 所長 藤 根 収